（事務連絡）

業庫第５３号

２０２３年１２月２７日

　歳入代理店引受金融機関本部　　御中

日本銀行業務局

２０２４年中の歳入代理店設置申請等にかかるスケジュールについて

歳入代理店等関係事務につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、２０２４年中の歳入代理店および歳入復代理店設置にかかるスケジュールは次表のとおりですので、ご連絡いたします。歳入代理店および歳入復代理店の設置を希望される場合は、次表の設置スケジュールに基づき、末尾の〈本件に関する照会先〉にご連絡ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 設置申請等時期 | 審査・設置可否決定時期 |
| １月４日から３月２９日までに申出頂いたもの | ４月より審査を開始、５月下旬頃を目途に設置の可否を決定します |
| ４月１日から６月２８日までに申出頂いたもの | ７月より審査を開始、８月下旬頃を目途に設置の可否を決定します |
| ７月１日から９月３０日までに申出頂いたもの | １０月より審査を開始、１１月下旬頃を目途に設置の可否を決定します |
| １０月１日から１２月３０日までに申出頂いたもの | 翌年１月より審査を開始、２月下旬頃を目途に設置の可否を決定します |

（注）　機関決定が行われた内容によるご申請をお願いします。各申請時とも、「歳入代理店設置承認申請書」等の案をご提出頂いたうえで、設置の可否を決定する月の１５日頃までに本書をご提出頂きます。

なお、歳入代理店設置申請等時にご提出頂く「歳入代理店設置承認申請書」等の書式は別添１から４までのとおりです。

―　歳入代理店設置申請等時には、申請書と併せて、事務処理態勢等を記載した「日本銀行歳入代理店設置希望店舗に関する資料」等をご提出頂きます。設置する歳入代理店等の種類に応じてご提出頂く書類は次表のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 設置対象 | 提出書類 |
| 申請書書式 | 資料 |
| 歳入代理店 | 「歳入代理店設置承認申請書」（別添１） | 「日本銀行歳入代理店設置希望店舗に関する資料」（別添４） |
| 歳入復代理店（金融機関の店舗に設置するもの） | 「歳入復代理店開設許諾申請書」（別添２） | 末尾の照会先にお問い合わせください。 |
| 歳入復代理店（銀行代理業者等の店舗に設置するもの） | 「歳入復代理店開設許諾申請書」（別添３） |

以　　上

＜本件に関する照会先＞

日本銀行業務局総務課　総合企画グループ

室城03-3279-1111（代表）＜6126（内線）＞

山野03-3279-1111（代表）＜6086（内線）＞

歳入代理店設置承認申請書（注１）（注２）

（日　付）

　別添１（歳入代理店設置申請）

日本銀行　御中

（約定先）

（代表者）

　 当方は　　　　 年　　月　　日貴行と当方との間に締結した歳入代理店契約に基づき、当方の下記店舗において　　　　　年 　　月 　　日から歳入金等の受入れの事務を取り扱いたいのでご承認下さい。

記

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 取扱店名 | 位　　置 | 払込店名（新規に払込店となる場合には冒頭に○を付す。また、新規に集計表の集中作成を開始する場合には冒頭に◎を付す。） | 資金払込店名（新規に資金払込店となる場合には冒頭に○を付す） | 証票提出先名 |
|  |  |  |  |  |

以　上

（注１）歳入代理店の資金払込店（歳入代理店で取扱った歳入金等受入金の資金決済を行う、日本銀行本支店と当座預金取引を行う店舗をいう。）は、歳入代理店の払込店の所在地によって次表のとおり選択する。なお、「資金払込店名」欄に記載の店舗が出先拠点にかかる日本銀行との当座預金取引店舗である場合には、店舗名の下部にかっこ書きで資金払込店と資金決済を行う日本銀行の本支店名を記載する。

|  |  |
| --- | --- |
| 歳入代理店の払込店の所在地 | 資金払込店 |
| 日本銀行本店、前橋支店、横浜支店、新潟支店、甲府支店、松本支店または那覇支店の業務区域内 | 日本銀行本店または左欄に掲げる日本銀行支店と当座預金取引を行う店舗 |
| 日本銀行札幌支店、釧路支店または函館支店の業務区域内 | 〃 |
| 日本銀行仙台支店、青森支店、秋田支店または福島支店の業務区域内 | 〃 |
| 日本銀行名古屋支店、金沢支店または静岡支店の業務区域内 | 〃 |
| 日本銀行大阪支店、京都支店、神戸支店、高松支店、松山支店または高知支店の業務区域内 | 〃 |
| 日本銀行広島支店、岡山支店、松江支店または下関支店の業務区域内 | 〃 |
| 日本銀行福岡支店、北九州支店、大分支店、長崎支店、熊本支店または鹿児島支店の業務区域内 | 〃 |

（注２）歳入代理店の証票提出先（歳入代理店で受入れた歳入金等の証拠書類の提出先である日本銀行本支店をいう。）は、歳入代理店の払込店の所在地によって次表のとおり選択する。

|  |  |
| --- | --- |
| 歳入代理店の払込店の所在地 | 証票提出先 |
| 日本銀行本店、札幌支店、仙台支店、名古屋支店、大阪支店、広島支店または福岡支店の業務区域内 | 歳入代理店の払込店の所在地を業務区域とする日本銀行本支店 |
| 日本銀行前橋支店、横浜支店、新潟支店、甲府支店、松本支店または那覇支店の業務区域内 | 日本銀行本店または歳入代理店の払込店の所在地を業務区域とする日本銀行支店 |
| 日本銀行釧路支店または函館支店の業務区域内 | 日本銀行札幌支店または歳入代理店の払込店の所在地を業務区域とする日本銀行支店 |
| 日本銀行青森支店、秋田支店または福島支店の業務区域内 | 日本銀行仙台支店または歳入代理店の払込店の所在地を業務区域とする日本銀行支店 |
| 日本銀行金沢支店または静岡支店の業務区域内 | 日本銀行名古屋支店または歳入代理店の払込店の所在地を業務区域とする日本銀行支店 |
| 日本銀行京都支店、神戸支店、高松支店、松山支店または高知支店の業務区域内 | 日本銀行大阪支店または歳入代理店の払込店の所在地を業務区域とする日本銀行支店 |
| 日本銀行岡山支店、松江支店または下関支店の業務区域内 | 日本銀行広島支店または歳入代理店の払込店の所在地を業務区域とする日本銀行支店 |
| 日本銀行北九州支店、大分支店、長崎支店、熊本支店または鹿児島支店の業務区域内 | 日本銀行福岡支店または歳入代理店の払込店の所在地を業務区域とする日本銀行支店 |

（注３）「位置」欄には、郵便番号を記載するほか、住所として都道府県から住居番号までを記載する。

（注４）「払込店名」欄には歳入代理店で取扱った歳入金等の取まとめにあたる店舗の名称を記載する。

（注５）申請の便宜に従って、文言等を変更して差支えない。

別添２（金融機関の店舗に設置する歳入復代理店設置申請）

歳入復代理店開設許諾申請書（注１）（注２）

（日　付）

日本銀行　御中

（復託に関する契約締結先）

（代表者）

 　　 年 月 日貴行と当方との間に締結した歳入代理店事務の金融機関に対する復託に関する契約に基づき、（歳入復代理店事務取扱金融機関名）の下記店舗に　　　 　年　　月　　日から日本銀行歳入代理店事務を復託することを許諾していただきたく申請いたします。

記

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 取扱店名 | 位　　置 | 払込店名（新規に払込店となる場合には冒頭に○を付す。また、新規に集計表の集中作成を開始する場合には冒頭に◎を付す。） | 資金払込店名（新規に資金払込店となる 場合には冒頭に○を付す） | 証票提出先名 |
|  |  |  |  |  |

以　上

（注１）歳入復代理店の資金払込店（歳入復代理店で取扱った歳入金等受入金の資金決済を行う、日本銀行本支店と当座預金取引を行う復託に関する契約締結先の店舗をいう。）は、歳入復代理店の払込店の所在地によって次表のとおり選択する。なお、「資金払込店名」欄に記載の店舗が出先拠点にかかる日本銀行との当座預金取引店舗である場合には、店舗名の下部にかっこ書きで資金払込店と資金決済を行う日本銀行の本支店名を記載する。

|  |  |
| --- | --- |
| 歳入復代理店の払込店の所在地 | 資金払込店 |
| 日本銀行本店、前橋支店、横浜支店、新潟支店、甲府支店、松本支店または那覇支店の業務区域内 | 日本銀行本店または左欄に掲げる日本銀行支店と当座預金取引を行う店舗 |
| 日本銀行札幌支店、釧路支店または函館支店の業務区域内 | 〃 |
| 日本銀行仙台支店、青森支店、秋田支店または福島支店の業務区域内 | 〃 |
| 日本銀行名古屋支店、金沢支店または静岡支店の業務区域内 | 〃 |
| 日本銀行大阪支店、京都支店、神戸支店、高松支店、松山支店または高知支店の業務区域内 | 〃 |
| 日本銀行広島支店、岡山支店、松江支店または下関支店の業務区域内 | 〃 |
| 日本銀行福岡支店、北九州支店、大分支店、長崎支店、熊本支店または鹿児島支店の業務区域内 | 〃 |

（注２）歳入復代理店の証票提出先（歳入復代理店で受入れた歳入金等の証拠書類の提出先である日本銀行本支店をいう。）は、歳入復代理店の払込店の所在地によって次表のとおり選択する。

|  |  |
| --- | --- |
| 歳入復代理店の払込店の所在地 | 証票提出先 |
| 日本銀行本店、札幌支店、仙台支店、名古屋支店、大阪支店、広島支店または福岡支店の業務区域内 | 歳入復代理店の払込店の所在地を業務区域とする日本銀行本支店 |
| 日本銀行前橋支店、横浜支店、新潟支店、甲府支店、松本支店または那覇支店の業務区域内 | 日本銀行本店または歳入復代理店の払込店の所在地を業務区域とする日本銀行支店 |
| 日本銀行釧路支店または函館支店の業務区域内 | 日本銀行札幌支店または歳入復代理店の払込店の所在地を業務区域とする日本銀行支店 |
| 日本銀行青森支店、秋田支店または福島支店の業務区域内 | 日本銀行仙台支店または歳入復代理店の払込店の所在地を業務区域とする日本銀行支店 |
| 日本銀行金沢支店または静岡支店の業務区域内 | 日本銀行名古屋支店または歳入復代理店の払込店の所在地を業務区域とする日本銀行支店 |
| 日本銀行京都支店、神戸支店、高松支店、松山支店または高知支店の業務区域内 | 日本銀行大阪支店または歳入復代理店の払込店の所在地を業務区域とする日本銀行支店 |
| 日本銀行岡山支店、松江支店または下関支店の業務区域内 | 日本銀行広島支店または歳入復代理店の払込店の所在地を業務区域とする日本銀行支店 |
| 日本銀行北九州支店、大分支店、長崎支店、熊本支店または鹿児島支店の業務区域内 | 日本銀行福岡支店または歳入復代理店の払込店の所在地を業務区域とする日本銀行支店 |

（注３）「位置」欄には、郵便番号を記載するほか、住所として都道府県から住居番号まで記載する。

（注４）「払込店名」欄には、歳入復代理店で取扱った歳入金等の取まとめにあたる店舗の名称を記載する。

（注５）申請の便宜に従って、文言等を変更して差支えない。

別添３（銀行代理業者等の店舗に設置する歳入復代理店設置申請）

歳入復代理店開設許諾申請書（注１）（注２）

（日　付）

日本銀行　御中

（復託元金融機関）

（代表者）

年　　月　　日に貴行と当方との間に締結した歳入代理店事務の銀行代理業者等に対する復託に関する契約に基づき、下記に掲げる銀行代理業者等の店舗に　　　　年　　月　　日から日本銀行歳入代理店事務を復託することを許諾していただきたく申請いたします。

記

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 銀行代理業者等名 | 取扱店名 | 位　　置 | 払込店名（新規に集計表の集中作成を開始する場合には冒頭に◎を付す。） | 資金払込店名 | 証票提出先名 |
|  |  |  |  |  |  |

以　上

（注１）歳入復代理店の資金払込店（歳入復代理店で取扱った歳入金等受入金の資金決済を行う、日本銀行本支店と当座預金取引を行う復託元金融機関の店舗をいう。）は、歳入復代理店の払込店の所在地によって次表のとおり選択する。なお、「資金払込店名」欄に記載の店舗が出先拠点にかかる日本銀行との当座預金取引店舗である場合には、店舗名の下部にかっこ書きで資金払込店と資金決済を行う日本銀行の本支店名を記載する。

|  |  |
| --- | --- |
| 歳入復代理店の払込店の所在地 | 資金払込店 |
| 日本銀行本店、前橋支店、横浜支店、新潟支店、甲府支店、松本支店または那覇支店の業務区域内 | 日本銀行本店または左欄に掲げる日本銀行支店と当座預金取引を行う店舗 |
| 日本銀行札幌支店、釧路支店または函館支店の業務区域内 | 〃 |
| 日本銀行仙台支店、青森支店、秋田支店または福島支店の業務区域内 | 〃 |
| 日本銀行名古屋支店、金沢支店または静岡支店の業務区域内 | 〃 |
| 日本銀行大阪支店、京都支店、神戸支店、高松支店、松山支店または高知支店の業務区域内 | 〃 |
| 日本銀行広島支店、岡山支店、松江支店または下関支店の業務区域内 | 〃 |
| 日本銀行福岡支店、北九州支店、大分支店、長崎支店、熊本支店または鹿児島支店の業務区域内 | 〃 |

（注２）歳入復代理店の証票提出先（歳入復代理店で受入れた歳入金等の証拠書類の提出先である日本銀行本支店をいう。）は、歳入復代理店の払込店の所在地によって次表のとおり選択する。

|  |  |
| --- | --- |
| 歳入復代理店の払込店の所在地 | 証票提出先 |
| 日本銀行本店、札幌支店、仙台支店、名古屋支店、大阪支店、広島支店または福岡支店の業務区域内 | 歳入復代理店の払込店の所在地を業務区域とする日本銀行本支店 |
| 日本銀行前橋支店、横浜支店、新潟支店、甲府支店、松本支店または那覇支店の業務区域内 | 日本銀行本店または歳入復代理店の払込店の所在地を業務区域とする日本銀行支店 |
| 日本銀行釧路支店または函館支店の業務区域内 | 日本銀行札幌支店または歳入復代理店の払込店の所在地を業務区域とする日本銀行支店 |
| 日本銀行青森支店、秋田支店または福島支店の業務区域内 | 日本銀行仙台支店または歳入復代理店の払込店の所在地を業務区域とする日本銀行支店 |
| 日本銀行金沢支店または静岡支店の業務区域内 | 日本銀行名古屋支店または歳入復代理店の払込店の所在地を業務区域とする日本銀行支店 |
| 日本銀行京都支店、神戸支店、高松支店、松山支店または高知支店の業務区域内 | 日本銀行大阪支店または歳入復代理店の払込店の所在地を業務区域とする日本銀行支店 |
| 日本銀行岡山支店、松江支店または下関支店の業務区域内 | 日本銀行広島支店または歳入復代理店の払込店の所在地を業務区域とする日本銀行支店 |
| 日本銀行北九州支店、大分支店、長崎支店、熊本支店または鹿児島支店の業務区域内 | 日本銀行福岡支店または歳入復代理店の払込店の所在地を業務区域とする日本銀行支店 |

（注３）「位置」欄には、郵便番号を記載するほか、住所として都道府県から住居番号までを記載する。

（注４）「払込店名」欄には、歳入復代理店で取扱った歳入金等の取まとめにあたる復託元金融機関の店舗の名称を記載する。

（注５）申請の便宜に従って、文言等を変更して差支えない。

別添４（歳入代理店設置承認申請書への添付資料）

日本銀行歳入代理店設置希望店舗に関する資料

○　設置希望店舗の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名（コード） |  |
| 店 舗 名（注１） （コード） |  |
| 払込店名 （コード） |  |
| 資金払込店名（コード） |  |
| 受入証票類の証票提出先への提出時期・方法 | 歳入代理店・払込店間 |  |
| 払込店・証票提出先間 |  |
| 受入金の計理 | 受入勘定名 |  |
| 口座名 |  |
| 受入証票類の送達時限および受入金の払込期日延長の有無 |  |
| 集計表の集中作成の有無（作成店名） |  |
| 本部事務の有無 |  |
| 送金支払事務の有無 |  |
| 歳入金等取扱見込件数（注２） |  |
| 歳入代理店事務を担当する人員 | （事務担当者） 担当役席 名代務役席 名担当者 名代務者 名＜うち経験者 名 ＞ |
| 受入書類の検証体制（注３） |  |

 以 上

（注１）店舗種別が出張所の場合において、正式な店舗名に「出張所」が付されていないときは、出張所名（「○○○」）の後ろに括弧書きで「（出張所）」と記入（「○○支店○○○（出張所）」）します。

（注２）「近隣店舗の取扱件数」、「来店客数が同程度の店舗の取扱件数」または「取次の実績」のうち、いずれかの直近月の件数を記入します。これにより難い場合は日本銀行業務局までご連絡ください。

（注３）自店に保管し、または払込店に送付するまでの間に、受入書類を何名により検証するのか記入します。

日本銀行歳入代理店設置希望店舗に関する資料

記載例

○　設置希望店舗の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名（コード） | △△銀行（金融機関コード＜４桁＞） |
| 店 舗 名（注１） （コード） | ○○支店（店番号＜３桁＞） |
| 払込店名 （コード） | △△銀行○○支店（金融機関コード＜４桁＞－店番号＜３桁＞ ） |
| 資金払込店名（コード） | △△銀行○○支店（金融機関コード＜４桁＞－店番号＜３桁＞ ） |
| 受入証票類の証票提出先への提出時期・方法 | 歳入代理店・払込店間 | 即日メール便 |
| 払込店・証票提出先間 | 貴行所定時限内に使送 |
| 受入金の計理 | 受入勘定名 | 別段預金 |
| 口座名 | 歳入代理店口 |
| 受入証票類の送達時限および受入金の払込期日延長の有無 | 無 |
| 集計表の集中作成の有無（作成店名） | 有 （ ○○支店 ） |
| 本部事務の有無 | 無 |
| 送金支払事務の有無 | 有 |
| 歳入金等取扱見込件数（注２） | ○○件 |
| 歳入代理店事務を担当する人員 | （事務担当者） 担当役席 名代務役席 名担当者 名代務者 名＜うち経験者 名 ＞ |
| 受入書類の検証体制（注３） | 担当者１名と担当役席１名の計２名により検証。 |

以 上

（注１）店舗種別が出張所の場合において、正式な店舗名に「出張所」が付されていないときは、出張所名（「○○○」）の後ろに括弧書きで「（出張所）」と記入（「○○支店○○○（出張所）」）します。

（注２）「近隣店舗の取扱件数」、「来店客数が同程度の店舗の取扱件数」または「取次の実績」のうち、いずれかの直近月の件数を記入します。これにより難い場合は日本銀行業務局までご連絡ください。

（注３）自店に保管し、または払込店に送付するまでの間に、受入書類を何名により検証するのか記入します。

（備考）店番号とは、金融機関が所属金融団体に登録した当該店舗の統一店番号を指します。